第三種郵便物認可日刊(行政機関の休日休刊)明治二十五年三月三十一日日刊(行政機関の休日休刊)

編 集・印 刷

独立行政法人国立印刷局

省 令

の一部を改正する省令 (法務四三) 張所設置規則及び登記事務委任規則

告

報

○除籍が滅失した件 (法務二七八)

(同二七九~二八二)

官

よる承認をした件 に関する特別措置法第七条の規定に

国会事項

(同二八二十二八五)

○外国弁護士による法律事務の取扱い た件(同二八六~二八八) の規定に基づき特定外国法を指定し に関する特別措置法第十六条第一項

〇日本国に帰化を許可する件 (同二八九)

○国際司法裁判所規程第三十六条2の 管轄を承認する日本国の宣言書の寄 規定に基づく国際司法裁判所の強制 託に関する件(外務三九四)

○人材育成奨学計画のための贈与に関 府との間の書簡の交換に関する件

○法務局及び地方法務局の支局及び出

○原戸籍の一部が滅失した件

○外国弁護士による法律事務の取扱い

目

둜

内 閣 人事院 法務省 会計検査院

人事異動

(皇室事項

(官庁報告)

官庁事項

船舶料理士登録試験実施機関の登録 (国土交通省)

止(同)船舶料理士登録試験実施機関の登録廃

共和国政府との間の書簡の交換に関 に関する日本国政府とガイアナ協同 ᄪ

○コリバートン給水計画のための贈与

0

 \triangleright

0

○第三次小学校建設計画のための贈与 する件 (同三九六) に関する日本国政府とマリ共和国政 府との間の書簡の交換に関する件 (同三九七)

官庁

○名勝を管理すべき地方公共団体を指 ○史跡を管理すべき地方公共団体を指 定する件(同一八) 定する件(文化庁一六、一七)

○補助金等の交付に関する事務の一部 を地方厚生局及び四国厚生支局に委 任する件の一部を改正する件

○保安林の指定をする件 (厚生労働二五一)

)保安林の指定を解除する件 (農林水産八九四~九〇一)

(同九〇二~九〇九)

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧 に供する件 (国土交通八八八)

○道路に関する件 ○土地収用法の規定に基づき事業の認 定をした件(九州地方整備局一二九 (中部地方整備局六五、六六)

会社決算公告

会社その他 教育職員免許状失効関係 地方公共団体

公 諸 事

告

項

〇法務省令第四十三号

省

令

法務省設置法 (平成十一年法律第九十三号)

(平成十六年法律第百二十三号)第七条(他の法 十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法

財団、 営業の停止命令関係 る事項、税理士懲戒処分、 の三第三項に規定する届出者に関す 外国為替及び外国貿易法第五十五条 証券会社に対する行政処分、 建設業の

会社更生、再生関係 失踪、破産、免責、特別清算

部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年七月九日

法務大臣

局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一 む。)の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支 条(他の法令の規定において準用する場合を含 業登記法 (昭和三十八年法律第百二十五号) 第二 令の規定において準用する場合を含む。)並びに商

相続、

置規則及び登記事務委任規則の一部を改正 する省令 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所 部を次のように改正する。 設置規則 (平成十三年法務省令第十二号) の一

の項中「坂東市」を「常総市 別表水戸地方法務局の部下妻支局の款同支局 に改め、同款水

第二条 登記事務委任規則 (昭和二十四年法務府 令第十三号)の一部を次のように改正する。 同款島前出張所の項を削る。 の項中「隠岐の島町」 海道出張所の項を削る 別表松江地方法務局の部西郷支局の款同支局 を「隠岐郡」に改め、

第五条第四項を次のように改める。

川又町、 衛新田町、 内守谷町、内守谷町きぬの里至三丁目、 相野谷町、 三坂新田町、三坂町、水海道亀岡町、水海道 山町、花島町、羽生町、兵町、福二町、平町、 蛇町、菅生町、長助町、豊岡町、中妻町、中 輪町、沖新田町、川崎町、小山戸町、五郎兵 水戸地方法務局下妻支局管内茨城県常総市 大塚戸町、 水海道高野町、水海道栄町、水海道 水海道宝町、水海道天満町、 坂手町、 東町、新井木町、伊左衛門新田町、 大生郷新田町、大生郷町、 笹塚新田町、十花町、 水海道 大崎 、 上 大

水海道淵頭町、

水海道本町、

水海道